

平成 29 年 8 月 17 日

お客様各位

ヤマゲン証券株式会社  
代表取締役社長  
安永 博幸

### 弊社に対する関東財務局による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、平成 29 年 8 月 10 日、弊社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせ申し上げます。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題を発生させた原因を究明し、問題点の改善、経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同が一丸となり、法令遵守意識の徹底に努め、再発防止に努めて参る所存でございます。

### 記

#### 【行政処分の内容】

##### (1) 業務停止命令

平成 29 年 8 月 29 日から同年 8 月 31 日までの間（3 営業日）、本店営業部の株式売買受託業務（当局が個別に認めたものを除く。）を停止すること。

##### (2) 業務改善命令

- ① 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を醸成するよう努め、経営管理態勢・内部管理態勢・内部監査態勢の充実及び強化を図ること。
- ② 取引の公正を確保するために必要な人員配置を含め、売買管理態勢の抜本的な見直しを図るなどの再発防止策を講じること。
- ③ 業務停止期間を利用して、全役職員に対し「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること（研修にあたっては自主規制機関等の外部機関を活用すること）。
- ④ 本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。
- ⑤ 上記①～④について、その対応・実施状況を 1 か月以内（以降は 3 か月経過毎）に書面で報告すること。

以上

#### 【本件に関するお問合せ先】

ヤマゲン証券株式会社  
コンプライアンス法務部  
電話 (03) 5614-9981